

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号より随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下、「記念館」という。）の来館者に対し、同館1階に設置される「広域観光情報コーナー」において観光案内を行うとともに、関ヶ原古戦場の史跡巡りをはじめとする記念館を拠点とした広域周遊観光を促進するものである。</p> <p>本業務においては、関ヶ原古戦場をはじめとする広域観光情報の提供はもとより、記念館来館者を史跡巡りへ効果的に誘導するため、関ヶ原町内で運営されている駅前観光交流館及び笹尾山交流館等の観光施設や、レンタサイクル事業、せきがはら史跡ガイド事業と連携した観光案内を行うこととしている。</p> <p>また、関ヶ原町内の飲食・物販事業者と連携したおもてなし体制の構築をはじめ、西濃地域、近隣観光地及び県内主要観光地と連携した幅広い観光情報の提供をすることとしている。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>一般社団法人関ヶ原観光協会（以下、「関ヶ原観光協会」）は、地元である関ヶ原古戦場の観光情報を最も熟知しており、かつ関ヶ原町内の飲食・物販事業者を会員とし、これらと連携した観光客へのおもてなしの体制を整えた唯一の組織である。</p> <p>また、現在駅前観光交流館では観光案内、土産物販売、レンタサイクル事業を運営し、笹尾山交流館においては甲冑体験を行うなど関ヶ原古戦場ならではの着付け体験を提供している。</p> <p>そのほか、せきがはら史跡ガイドの事務局を担い、県内外の旅行会社等によるガイド予約の受付や開館時より記念館を出発点とした定時ガイドを実施し記念館を核とした周遊観光を担っている。</p> <p>以上のことから、県が求める業務を実施することができる契約相手は、関ヶ原観光協会のみである。</p>